

裁判員裁判の具体的進行については、今後、決められていくことになることから、この模擬裁判は、現行裁判の進行を元に構成している。

場面 1 開廷・人定質問

裁判長： それでは、被告人黒川広に対する強盗致傷被告事件の審理を始めます。

名前はなんと言いますか？

被告人： 黒川広です。

裁判長： 生年月日は。

被告人： 昭和 60 年 5 月 28 日です。

裁判長： 仕事は何かしていますか。

被告人： 何もしていません。

裁判長： 本籍はどこですか。

被告人： 東京都ひわたり市大林 1 丁目 2 番です。

裁判長： 住所は。

被告人： 東京都ひわたり市大林 1 丁目 2 番 3 号です。

場面 2 起訴状朗読

裁判長： 検察官，起訴状を読んでもください。

検察官： 公訴事実。被告人は、平成 18 年 6 月 30 日午後 8 時ころ、東京都小川区辻 1 丁目付近の道路上で、歩いていた杉浦よね、当時 78 歳、の背中を後ろから突き飛ばして道路に転倒させ、抵抗できないでいる杉浦から、現金 5 万 5 千円入りの封筒が入った巾着袋ごと奪い取り、このときの暴力で、杉浦に、2 週間の治療が必要となる右膝打撲などの怪我を負わせた。

罪名及び罰条。強盗致傷、刑法第 240 条前段。

場面 3 黙秘権の告知，被告人・弁護人の陳述

裁判長： ここで，被告人に注意しておくことがあります。

被告人には，黙秘権という権利があります。答えたくない質問には答えなくてもかまいません。最初から最後まで，ずっと黙っていることもできます。

質問に答えてもかまいませんが，話をしたことは，有利な証拠にも，不利な証拠にもなります。

そこで，質問しますが，先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容は，そのとおり間違いはないですか。

被告人： 全然違います。私は，おばあさんを突き飛ばしてお金の入った巾着袋を奪ってなどいません。

裁判長： 弁護人の意見はいかがですか。

弁護人： 被告人が述べたとおりです。被告人は犯人ではなく，無罪です。

場面 4 冒頭陳述

裁判長： 検察官，冒頭陳述をお願いします。

検察官： 被告人は，独身で，高校卒業後，決まった職に就くことなく，同居している両親から小遣いをもらって遊んで生活していました。

被害者の杉浦よねさんは，家賃を払うため，歩いて5分くらいの距離にある大家さんの家に向かう途中，被害にあいました。家賃の5万5千円は，前日の夜，よねさんの息子の英一さんが，1万円札4枚と5千円札3枚を封筒に入れて準備していました。

よねさんは，家賃入りの封筒を自分の巾着袋に入れ，午後8時ごろ自宅を出て，大家さんの家に向かいましたが，自宅を出て2，3分したところで，いきなり後ろから突き飛ばされ，うつぶせに倒されてしまいました。そして，後ろから走ってきた白っぽい長袖Tシャツを着た若い男が，よねさんの手から巾着袋を奪い取り，走って逃げ去りました。

近くを通りがかった人が倒れているよねさんを見つけ，すぐに110番通報しました。警察官と救急車が到着し，よねさんは，救急車で病院に運ばれ，2週間の治療を必要とする右膝打撲と診断されました。

警察が犯人を探したところ，事件のおよそ20分後，事件現場から直線距離で2キロメートルくらい離れたところで，白っぽい長袖Tシャツを着た被告人を見付けました。警察官が被告人に質問をしたところ，被告人は，ズボンの左ポケットに自分の財布，右ポケットに1万円札4枚と5千円札3枚を裸で持っていることが分かりました。警察官は，被告人がよねさんから巾着袋を奪った犯人であると判断し，その場で被告人を逮捕しました。

なお，よねさんの巾着袋と封筒は，逮捕の場所から事件現場の方へ500メートルほど戻った道端に一緒に落ちているところを，警察官が見付け，保管しました。

裁判長： 弁護士，冒頭陳述をどうぞ。

被告人： 被告人は，事件当日の昼過ぎ，友達に会うため，電車を乗り継いで，事件があった現場の近くまで行きました。以前その友達から，仕事を紹介してもらえよう話を聞いていたので，頼んでみようと思ったのです。しかし，友達の家には前に一度だけしか行ったことがなく，場所が分かりませんでした。被告人は，かなりの時間，友達の家を探しましたが，結局，友達の家を訪ねることはできませんでした。被告人は，歩き回って疲れたことから，近くの公園で休んだり，本屋で立ち読みをしたりして，時間をつぶしていました。

そのうち暗くなったので，被告人は，家に帰ろうと駅に向かって歩いていたら，いきなり警察官に呼び止められました。ポケットの中のものを出すよう警察官から強く言われ，びっくりした被告人は，言われたとおりにしました。すると，警察官は，被告人がポケットから出した現金5万5千円は，おばあさんからひったくったものだと言ったのです。被告人は，何度も違うと言いましたが，警察官から，お札の種類が同じだと言われ，結局，被告人は，犯人だと決めつけられ，逮捕されてしまいました。

このとき被告人が持っていた現金5万5千円は，その2日ほど前に，友人に貸していた7万円を返してもらったものの残りでした。被告人は，逮捕された後も，そのことを何度も話しましたが，警察官は，話を聞いてくれませんでした。

また，警察官が見付けて保管した巾着袋や封筒には，被告人の指紋

は一切付いていませんでした。しかし、被告人は、釈放されることもなく、犯人に間違えられたまま裁判所に起訴されてしまったのです。

場面 5 証拠の取調べ

この場面では、検察官からの証拠請求と、これに対する弁護人の意見が出され、同意された証拠の取調べと、尋問される証人についての採用決定が出されていることを前提とする。

また、検察官から提出される証拠物のうち封筒と巾着袋は、被害者のよねさんのものであることは争いはなく、封筒・巾着袋の発見場所、被告人の職務質問場所・時間についても争いが無いことを前提とする。

裁判長： 検察官は証拠について説明してください。

検察官： まず、1番目の証拠は、被害者の杉浦よねさんが警察に出した被害届、2番目の証拠はよねさんの供述調書であり、事件前日、息子の英一さんが封筒の中に現金を入れて、家賃を準備した際、英一さんは、よねさんが現金を落とさないよう、封筒の口をホッチキスで留めておいたこと、事件当日、よねさんは、夜になって家賃を持っていくことを思い出し急いで家を出たこと、後ろから突きとばされたときは、いきなりだったので犯人の顔は見なかったが、逃げていく犯人の後ろ姿を見て白っぽい長袖Tシャツを着た若い男だと分かったことなどの内容となっています。

3番目は、保管した封筒と巾着袋についての報告書で、保管した封筒の口にはホッチキスの針が残されていました。

4番目は、被告人が持っていた1万円札の報告書で、うち1枚には、福沢諭吉の絵の左肩あたりに、いったんホッチキス留めした後にそれをはずしたような穴が2つあいていました。

5番目は、保管した封筒に残されていたホッチキスの針と、被告人から押収した1万円札のうち1枚に残されていたホッチキスの穴とがその幅、大きさ、位置関係とも全く同じであるという報告書です。

6番目は、証拠物で1万円札4枚と5千円札3枚、封筒1枚です。それでは、1万円札4枚と5千円札3枚を被告人に示します。

まず，1万円札と5千円札ですが，すべて，逮捕されたときに被告人が持っていたものですが，誰のものですか

被告人： 私のものです。

裁判長： それでは，次に，杉浦英一さんから，証人として話を聞きます。

杉浦英一さんには嘘を言わないという宣誓をしてもらいます。宣誓書を読み上げてください。

杉浦： 良心に従って真実を述べ，なにごとも隠さず，偽りを述べないことを誓います。

裁判長： いま宣誓してもらったとおり，質問には記憶のとおり答えてください。わざと嘘を言うと，「偽証罪」という罪で処罰されることがあります。では，検察官どうぞ。

検察官： よねさんが大家さんに渡す家賃を準備したのは，あなたですね。

英一： はい。

検察官： 封筒の口をホッチキスで留めたのは，なぜですか。

英一： 母は，だいぶ年をとっていて，以前，家賃を持っていくときに，現金が入った封筒だけを手に持って出て，途中で中の現金を落としてしまったことがありました。それからは，私も，必ず巾着袋に入れて持っていくよう母に注意していたのですが，注意を守らずに封筒だけ持っていても，中身を落とさないよう，ホッチキス留めをしておきました。

検察官： 現金は，どの種類のお札で準備しましたか。

英一： 1万円札4枚と5千円札3枚です。

検察官： どうしてですか。

英一： 家賃は月末までに払わねばならず，前日の夜に私が思い出して，あわてて準備したのです。でも，家にあるお金は，1万円札が4枚と5千円札が1枚だけでした。それで，母のへそくりから5千円札1枚を出してもらいました。私も自分の財布から5千円札1枚を出して，全部で5万5千円にしたのです。

検察官： 今，よねさんは，どんな様子ですか。

英一： 診断書では2週間の怪我でしたが，年をとっているのです，怪我がもとで歩くのが不自由になってしまいました。

検察官： 犯人に言いたいことはありますか。

英一： 私が3歳のころに父が亡くなってから、母は、一生懸命働いて私を育ててくれました。「いろんな人に親切にしてもらって、今の幸せがある」というのが母の口癖でした。でも、事件の後、母は、ほとんど外に出なくなり、口数も減りました。時々、父の写真の前で何か話をして、泣いていることもあります。晩年になって、こんなひどい目にあわなければならなかった母のことが、かわいそうでなりません。犯人のことは厳しく処罰してください。

検察官： 終わります。

裁判長： 次に弁護人どうぞ。

弁護人： 家賃は、普段誰が準備していましたか。

英一： 私が準備していました。

弁護人： 渡すお札の種類は、いつも決まっていたか。

英一： 1万円札5枚と5千円札1枚のことが多かったと思いますが、千円札が混じることもありました。

弁護人： 毎月毎月家賃を払っていますが、過去の何年何月にお札の組み合わせがどうだったか、一つ一つ言えますか。

英一： ……そこまでは、覚えていません。

弁護人： 今回事件の前日に準備したときの組み合わせが1万円札4枚、5千円札3枚と話していますが、本当に覚えているんですか。

英一： 覚えています。

弁護人： 過去の記憶はあやふやなのに、本当に自信をもって言えるんですか。

英一： 古いことは忘れてしまいますが、まだ事件から日にちが経っていないので、よく覚えています。

弁護人： 終わります。

裁判長： それでは終わりました。検察官は残りの証拠について説明してください。

検察官： 残りは、警察官が被告人から聞いた話の内容が書かれた供述調書です。被告人の経歴、弁解内容などについて書かれています。

場面 6 被告人質問

裁判長： では、被告人質問を行います。弁護人、どうぞ。

弁護士： あなたは、おばあさんから引ったくりをしてはいないんですね。

被告人： はい。全く身に覚えがありません。

弁護士： 事件があった場所に行ったことは。

被告人： ありません。

弁護士： その日、あなたは、友達にどんな用事があったんですか。

被告人： 仕事を紹介してもらうつもりでした。その友達が以前仕事を紹介できる、と話していたんです。

弁護士： 友達の家場所は、分かっていたか。

被告人： 一度その友達に連れられ、遊びに行ったことがあるんで、分かると思いましたが、今回1人で行こうとしたら、分からなくなりました。

弁護士： せっかく外出したんで、すぐには帰らなかったんですね。

被告人： はい。ほかに用事ありませんでしたから。

弁護士： 警察官からは、どんなふうに声をかけられたんですか。

被告人： 制服のおまわりさんが2人走ってきて、一方的に、「おたく、どこにいくの。」「何で声をかけられたか、分かるよね。」などと言ってきました。

弁護士： 持ち物は、見せたんですか。

被告人： はい。「ちょっとポケットのもの見せて。」と言われたんで見せました。

弁護士： ズボンの右ポケットに裸で5万5千円を持っていたのは、なぜですか。

被告人： 2日ほど前に、友達に貸していた7万円を返してもらいました。その中から、1万5千円だけ自分の財布に移して、残りは家に置いておくつもりだったのですが、ズボンのポケットに入れたまま忘れてしまっており、逮捕された日は、たまたまそのズボンをはいていたんです。

弁護士： 終わります。

裁判長： それでは、検察官、どうぞ。

検察官： あなたが訪ねようとした友達の名前は、なんといいいますか。

被告人： 分かりません。

検察官： 友達だというのに名前も知らないんですか。

被告人： よく行っているゲームセンターにときどき来ているので、そこに行けば会えますから名前を知らなくても、問題ありません。

- 検察官： 友達の家に行こうとして、駅の改札口を出たのは、何時ごろですか。
- 被告人： 午後 2 時ごろだったと思います。
- 検察官： 警察官に声をかけられるまでの約 6 時間の間、何をしていたんですか。
- 被告人： 2 時間くらいは、友達の家を探していたと思います。その後、公園のベンチで寝たり、本屋で立ち読みをしたりして、ぶらぶらしていました。
- 検察官： 夕飯は、どこかで食べましたか。
- 被告人： 食べていません。
- 検察官： 夜の 8 時までの 6 時間、あの辺りにいなければならない理由があったのですか。
- 被告人： 特に理由はないです。ぶらぶらしていただけです。
- 検察官： 被告人が 7 万円を貸したという友達の名前は、何といいますか。
- 被告人： 知りません。
- 検察官： 名前も知らない相手に 7 万円も貸したんですか。
- 被告人： 貸しました。
- 検察官： 名前も知らないで、どうやって返してもらうつもりだったんですか。
- 被告人： 親友のそのまた友達なんです。その親友は信用できるやつで、その友達ということだから、金を貸したんです。
- 検察官： じゃあ、その信用できるという親友の名前は、何といいますか。
- 被告人： ……言いたくありません。
- 検察官： どうして言いたくないんですか。
- 被告人： 迷惑がかかるからです。
- 検察官： では、7 万円をいつどこで、どのような状況で返してもらったのですか。
- 被告人： 捕まる 2 日前でしたが、詳しいことはもう覚えていません。
- 検察官： 被告人は仕事もしていないのに、どうして 7 万円も持っていたんですか。
- 被告人： 仕事はしてませんが、小遣いをもらってましたし、貯金もありました。
- 検察官： 証拠物の 1 万円札 1 枚を被告人に示します。
この 1 万円札は、被告人が逮捕されたときに持っていたものですが、

端に穴が2つあいています。これは、いつあいたものか、分かりますか。

被告人： 分かりません。気付きませんでした。

検察官： 証拠物の封筒1通を被告人に示します。

この封筒の口には、ホッチキスが付いたままになっています。先ほどの1万円札にも同じ大きさのホッチキスの穴があいていました。1万円札が入っていた封筒の口をホッチキスで留めたときに、1万円札も一緒に穴をあけてしまった、ということではないですか。

被告人： それは、私には分かりません。

検察官： 終わります。

裁判長： これで終わりです。